

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 都道府県の議会の議員の選挙区に関する事項

一 条例で都道府県の議会の議員の選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定める区域については、この限りではないものとする。 (第二条関係)

(一) 新たに市町村の区域の設定があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(二) 新たに市町村の区域の廃止があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(三) 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合 当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(四) 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の

全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(五) 法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなった場合 当該区域が従前属していた選挙区の区域

(六) 他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域

二 都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数は、議員の任期中においても、一の(一)から(六)までに掲げる場合に限り、変更することができるとすること。ただし、一の(一)から(五)までに掲げる場合において
は、これらに定める区域の全部又は一部が新たに属することとなった選挙区に限るものとすること。(

第四条関係)

第二 施行期日等に関する事項

一 この政令は、平成二十七年三月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 第一による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後各都道府県の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものとする。(附則第二条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。